

古河市景観チェックシート

【景観計画区域 ネーブルパーク・北利根工業団地地区】

古河市景観チェックシート 《景観計画区域 ネーブルパーク・北利根工業団地地区》

届出者氏名	
行為の場所	

次の項目について、チェック、または記述してください。

1は全ての届出について、2は届出の行為の種類に応じ①～④のうち該当するものについて記入して下さい。

1 共通基準

● 景観づくりのテーマ（景観計画P8） 「こうや」（台地上）にあるまとまりのある平地林を大切に、都市と自然の調和ある景観づくりを進める
● 景観づくりの方針（景観計画P8） ・ 自然景観と都市景観を馴染ませる ・ 貴重な自然・憩いの場としての平地林や公園緑地を守り育む ・ 神社仏閣や遺跡等地区の記憶を留める歴史・文化資源を守る
● 配慮するポイント（景観づくりの指針P51、P52） ・ ネーブルパークから中央運動公園周辺の緑との調和に配慮する ・ 工業地では、周辺の住宅地や田園景観、沿道景観に配慮する ・ 駒羽根や高野に残る遺跡及びそれと一体となった緑を大切にする
※上記、景観づくりのテーマ・方針を踏まえ、届出対象地の開発における景観づくりのコンセプト（考えやねらい）を記入してください。
※上記を踏まえ、景観に対して配慮、工夫したポイントを記入してください。
※古河の風景カタログにて参考にした写真があればページ番号等を記入してください。 例 II-4-4 現代的素材と調和した洗練された雰囲気

2 行為ごとの景観形成基準

【①建築物】

項目	景観形成基準	チェック欄
位置配置等	行為地については、良好な眺望景観が得られる眺望点周辺において、眺望の妨げとならない場所を選定している。	☐ はい ☐ いいえ
	街なみが連続している地区においては、街なみの調和や連続性に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	建築物については、歴史・文化等の景観資源を阻害しないよう、位置や規模について配慮している。	☐ はい ☐ いいえ
	(位置配置等の具体的な配慮事項)	
	(位置配置等で配慮できない理由)	
形態意匠	全体的に違和感のないまとまりのある形態意匠としている。	☐ はい ☐ いいえ
	歴史的建造物の近傍や沿道景観の整っている地区では、形態意匠の調和や連続性に配慮している。 《景観づくりの指針参考》 ネーブルパーク、中央運動公園周辺においては、建物等の形態や色彩に配慮し後背の緑と一体感のある景観形成に努めている。 (景観づくりの指針 P51)	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	周辺景観や隣接する建物との調和に配慮し、できる限り高さを抑えている。 《景観づくりの指針参考》 工場等の建築物等を建築する場合は、意匠や壁面の色にも配慮している。 (景観づくりの指針 P51)	☐ はい ☐ いいえ
	河川沿いや台地端部などに立地する場合は、良好な眺望景観の保全に配慮した高さとしている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	屋根・壁面・開口部等については、意匠を工夫し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう配慮している。 《景観づくりの指針参考》 工場等の建築物等を建築する場合は、できる限り壁面の位置を後退させ圧迫感を抑えるよう工夫している。 (景観づくりの指針 P51)	☐ はい ☐ いいえ
	商業・業務系地区では、低層階の意匠及び用途について、地区の特性や歩行者に配慮し、にぎわいや街なみの連続性確保に努めている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(形態意匠の具体的な配慮事項)	

	(形態意匠で配慮できない理由)																				
色 彩	建築物の屋根、外壁及び屋上設備等の色彩は、以下の表で定める範囲で、できる限り低彩度とし、高明度とならないよう努めている。(伝統素材や自然素材の素材色は除く。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相 (系)</th><th colspan="2">彩 度</th></tr> <tr> <th>区 分</th><th>市街化区域</th><th>市街化調整区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td><td>4 以下</td><td>2 以下</td></tr> <tr> <td>YR (黄赤)</td><td>6 以下</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td>Y (黄)</td><td>4 以下</td><td>2 以下</td></tr> <tr> <td>GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)</td><td>4 以下</td><td>2 以下</td></tr> </tbody> </table>		色 相 (系)	彩 度		区 分	市街化区域	市街化調整区域	R (赤)	4 以下	2 以下	YR (黄赤)	6 以下	4 以下	Y (黄)	4 以下	2 以下	GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)	4 以下	2 以下	☐ はい ☐ いいえ
	色 相 (系)	彩 度																			
	区 分	市街化区域	市街化調整区域																		
	R (赤)	4 以下	2 以下																		
	YR (黄赤)	6 以下	4 以下																		
Y (黄)	4 以下	2 以下																			
GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)	4 以下	2 以下																			
アクセントカラーを使用する場合は、高彩度の色は避け、できる限り使用する面積を抑えるとともに、周辺との調和に配慮している。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし																			
(色彩の具体的な配慮事項)																					
(色彩で配慮できない理由)																					
敷 地 利 用	道路に面する敷地境界に設置した塀や生垣等は、周辺景観に馴染む意匠としている。		☐ はい ☐ いいえ																		
	敷地内においては、豊かな緑化と周辺景観と調和した植栽に努めている。 《景観づくりの指針参考》 工場等の建築物等を建築する場合は、敷地意匠を緑化するなど、工夫している。 (景観づくりの指針 P51)		☐ はい ☐ いいえ																		
	敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮している。		☐ はい ☐ いいえ																		
	敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び材料としている。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし																		
	動光・点滅するもの、ネオンサイン、大型映像看板 (LED ビジョン等)、サーチライトなどについては、周辺景観との調和及び夜間景観に配慮している。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし																		
	独立して設置する広告物の足元には、緑化を施している。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし																		

	(敷地利用の具体的な配慮事項)	
	(敷地利用で配慮できない理由)	
その他	一つの敷地に複数の建築物を設ける場合には、施設相互間の調和及び周辺景観との調和に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(その他の具体的な配慮事項)	
	(その他で配慮できない理由)	

【②工作物】

景観形成基準	チェック欄
建築物の基準に準じている。やむを得ず建築物の基準に準ずることができない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等に工夫し、周辺景観との調和を図っている。	☐ はい ☐ 該当なし
(工作物の具体的な配慮事項)	
(工作物で配慮できない理由)	

※以下は、建築物を工作物と読み替えて、チェック、または記述してください。

項目	景観形成基準	チェック欄
位置配置等	行為地については、良好な眺望景観が得られる眺望点周辺において、眺望の妨げとならない場所を選定している。	☐ はい ☐ いいえ
	街なみが連続している地区においては、街なみの調和や連続性に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	建築物については、歴史・文化等の景観資源を阻害しないよう、位置や規模について配慮している。	☐ はい ☐ いいえ
	(位置配置等の具体的な配慮事項)	
	(位置配置等で配慮できない理由)	
形態意匠	全体的に違和感のないまとまりのある形態意匠としている。	☐ はい ☐ いいえ
	歴史的建造物の近傍や沿道景観の整っている地区では、形態意匠の調和や連続性に配慮している。 ≪景観づくりの指針参考≫ ネーブルパーク、中央運動公園周辺においては、建物等の形態や色彩に配慮し後背の緑と一体感のある景観形成に努めている。 (景観づくりの指針 P51)	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	周辺景観や隣接する建物との調和に配慮し、できる限り高さを抑えている。 ≪景観づくりの指針参考≫ 工場等の建築物等を建築する場合は、意匠や壁面の色にも配慮している。 (景観づくりの指針 P51)	☐ はい ☐ いいえ
	河川沿いや台地端部などに立地する場合は、良好な眺望景観の保全に配慮した高さとしている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし

	屋根・壁面・開口部等については、意匠を工夫し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう配慮している。 ≪景観づくりの指針参考≫ 工場等の建築物等を建築する場合は、できる限り壁面の位置を後退させ圧迫感を抑えるよう工夫している。 (景観づくりの指針 P51)	☐ はい ☐ いいえ																	
	商業・業務系地区では、低層階の意匠及び用途について、地区の特性や歩行者に配慮し、にぎわいや街なみの連続性確保に努めている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし																	
	(形態意匠の具体的な配慮事項)																		
	(形態意匠で配慮できない理由)																		
色 彩	建築物の屋根、外壁及び屋上設備等の色彩は、以下の表で定める範囲で、できる限り低彩度とし、高明度とならないよう努めている。(伝統素材や自然素材の素材色は除く。)	☐ はい ☐ いいえ																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相 (系)</th><th colspan="2">彩 度</th></tr> <tr> <th>区 分</th><th>市街化区域</th><th>市街化調整区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td><td>4 以下</td><td>2 以下</td></tr> <tr> <td>YR (黄赤)</td><td>6 以下</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td>Y (黄)</td><td>4 以下</td><td>2 以下</td></tr> <tr> <td>GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)</td><td>4 以下</td><td>2 以下</td></tr> </tbody> </table>		色 相 (系)	彩 度		区 分	市街化区域	市街化調整区域	R (赤)	4 以下	2 以下	YR (黄赤)	6 以下	4 以下	Y (黄)	4 以下	2 以下	GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)	4 以下
色 相 (系)	彩 度																		
区 分	市街化区域	市街化調整区域																	
R (赤)	4 以下	2 以下																	
YR (黄赤)	6 以下	4 以下																	
Y (黄)	4 以下	2 以下																	
GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)	4 以下	2 以下																	
アクセントカラーを使用する場合は、高彩度の色は避け、できる限り使用する面積を抑えるとともに、周辺との調和に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし																		
(色彩の具体的な配慮事項)																			
敷 地 利 用	道路に面する敷地境界に設置した塀や生垣等は、周辺景観に馴染む意匠としている。	☐ はい ☐ いいえ																	
	敷地内においては、豊かな緑化と周辺景観と調和した植栽に努めている。 ≪景観づくりの指針参考≫ 工場等の建築物等を建築する場合は、敷地意匠を緑化するなど、工夫してい	☐ はい ☐ いいえ																	

	る。 (景観づくりの指針 P51)	
	敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮している。	☐ はい ☐ いいえ
	敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び材料としている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	動光・点滅するもの、ネオンサイン、大型映像看板（LED ビジョン等）、サーチライトなどについては、周辺景観との調和及び夜間景観に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	独立して設置する広告物の足元には、緑化を施している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(敷地利用の具体的な配慮事項)	
	(敷地利用で配慮できない理由)	
その他	一つの敷地に複数の建築物を設ける場合には、施設相互間の調和及び周辺景観との調和に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(その他の具体的な配慮事項)	
	(その他で配慮できない理由)	

【③開発行為】

景観形成基準	チェック欄
開発行為では、本市の自然・歴史・文化を生かした景観形成の向上に資するため、周辺景観との調和に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ
開発行為等を行うに当たり、できる限り既存緑地の保全等自然環境保護への配慮や、積極的な緑化の推進に努めている。	☐ はい ☐ いいえ
(開発行為の具体的な配慮事項)	
(開発行為で配慮できない理由)	

【④その他】

項目	景観形成基準	チェック欄
土地の形質の変更 (開発行為を除く)	できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないように配慮している。	☐ はい ☐ いいえ
	のり面の勾配は、できる限り緩やかにとり、緑化等による修景に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	擁壁は、周辺景観との調和に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	擁壁は、前面の緑化等により景観への影響の軽減に努めている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(土地の形質の変更の具体的な配慮事項)	
	(土地の形質の変更で配慮できない理由)	